

建築・設備総合管理士制度実施要領

建築・設備総合管理士制度実施要領

目次

第1編 総則	2
第1章 基本事項	2
第2章 委員会	3
第2編 講習	4
第1章 受講資格	4
第2章 講習の方法	4
第3章 講習の実施	4
第4章 修了者の認定等	6
第5章 受講料	7
第3編 登録	7
第1章 登録	7
第2章 登録証の交付等	10
第3章 登録料等	12
第4編 登録の更新等	12
第1章 登録の更新等	12
第2章 更新講習等	13
第3章 登録証の交付等	14
第5編 建築・設備総合管理士等による建築物のライフサイクルマネジメント	14
第6編 雑則	15
附則	15
別表 受講資格	17

第1編 総則

第1章 基本事項

(主旨)

第1条 この実施要領は、公益社団法人 ロングライフビル推進協会（以下「協会」という。）が実施する建築・設備総合管理士の資格者制度「(以下「資格者制度」という。) に関し、必要な事項を定める。

(資格者制度)

第2条 資格者制度は、建築物のロングライフ化のためには、建築物のライフサイクルにおける諸課題に対して適切にマネジメントすることが重要であることに鑑み、建築物のライフサイクルマネジメントに係る講習を修了し、かつ、所定の建築物のライフサイクルマネジメントに関する実務経験を有する者を「建築・設備総合管理士（ビルライフサイクルマネジャー）」（以下「建築・設備総合管理士」という。）として登録するとともに、登録を受けた建築・設備総合管理士が建築物のライフサイクルマネジメント指針を踏まえて適切なマネジメントの遂行に努めることを基本とする。

2 資格者制度においては、前項の建築・設備総合管理士の登録等を促進するため、建築物のライフサイクルマネジメントに係る講習を修了したものの未だ所定の建築物のライフサイクルマネジメントに関する実務経験を有しない者を「建築・設備総合管理士補（ビルライフサイクルアシスタントマネジャー）」（以下「建築・設備総合管理士補」という。）として登録等するものとする。

(建築・設備総合管理士等の役割及び称号の付与)

第3条 建築・設備総合管理士及び建築・設備総合管理士補は、建築物のライフサイクルマネジメントの担い手として、建築物の所有者を支援し、又は、建築物のライフサイクルマネジメントに係る諸事業の的確な実施を行う役割を有する。

2. 協会会長（以下「会長」という。）は、建築・設備総合管理士又は建築・設備総合管理士補として登録を受けた者に、それぞれ建築・設備総合管理士又は建築・設備総合管理士補の称号を付与する。

(資格者制度の事務機関)

第4条 資格者制度にかかる事務は、協会が行う。

第2章 委員会

(委員会の設置)

第5条 協会は、資格者制度の運用を厳正、かつ、公正に行うため、建築・設備総合管理士制度委員会（以下「制度委員会」という。）、建築・設備総合管理士講習委員会（以下「講習委員会」という。）及び建築・設備総合管理士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

(制度委員会)

第6条 制度委員会は、資格者制度について審議を行なう。

- 2 会長は、制度委員会の意見を尊重するものとする。
- 3 制度委員会は、委員10名以内をもって組織する。
- 4 制度委員会の委員は、建築物のライフサイクルマネジメントについて学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。
- 5 会長は、制度委員が次のいずれかに該当する場合は、当該制度委員を解任するものとする。
 - 一 職務上の義務違反その他制度委員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(講習委員会)

第7条 講習委員会は、講習の実施計画の策定、講習に係るテキスト及び修了考査問題の作成、修了考査答案の採点等を行う。

- 2 講習委員会は、講習委員10名以内をもって組織する。
- 3 講習委員は、建築物のライフサイクルマネジメントについて学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。
- 4 講習委員は、その職務の執行に当たって、厳正、かつ、公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 5 会長は、講習委員が次のいずれかに該当する場合は、当該講習委員を解任するものとする。
 - 一 職務上の義務違反その他講習委員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(認定委員会)

第8条 認定委員会は、講習の受講資格、修了者の認定、登録者の決定（建築・設備総合管

理士補を除く。)及び登録の抹消に関する審査を行う。

- 2 認定委員会は、委員10名以内をもって組織する。
- 3 認定委員は、建築物のライフサイクルマネジメントについて学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。
- 4 認定委員は、その職務の執行に当たって、厳正、かつ、公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 5 会長は、認定委員が次のいずれかに該当する場合は、当該認定委員を解任するものとする。
 - 一 職務上の義務違反その他認定委員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(委員会の議事運営)

第9条 制度委員会、講習委員会及び認定委員会の議事運営に必要な事項は、会長が別に定める。

第2編 講習

第1章 受講資格

(受講資格)

第10条 講習は、別表に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 2 前項に掲げる受講資格の認定の方法その他受講資格に関する細目は、会長が別に定める。

第2章 講習の方法

(講習の方法)

第11条 講習は、テキストによる講義及び修了考査により行う。

- 2 前項の講義及び修了考査は、建築物のライフサイクルマネジメントに係る必要な知識について行う。
- 3 前2項に規定するもののほか、講師、講習の実施形式その他講習の実施に必要な事項については、講習委員会の意見を聴いて会長が定める。

(講習の開催)

第12条 講習は、毎年、全国2カ所以上で行う。

第3章 講習の実施

(講習の案内)

第 13 条 会長は、講習の実施について広く周知するため、講習の実施計画を公表するとともに、講習案内書を作成し、講習を受けようとする者に配付する。

(受講の申し込み)

第 14 条 講習を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記入し、写真その他を貼付した受講申込書（様式は会長が別に定める。）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 二 会長が別に定める書類又はこれに代わる書類

2 第 27 条第 1 項の実務経験を有し、講習の修了の後、建築・設備総合管理士への登録を直ちに希望する場合は、第 29 条第一号の実務経験を有することを示す書類をあわせて提出するものとする。

3 受講申込書には、希望講習会場等を記載するものとする。

(受講申込書の受理)

第 15 条 受講申込書は、次に掲げる基準に適合するものについて受理する。

- 一 必要な事項が記載され、かつ、写真その他が貼付されていること。
- 二 前条第 1 項の必要な書類が添付されていること。
- 三 別表の要件のいずれかに該当する者であること。
- 四 第 24 条に規定する受講料等の納付がなされていること。

2 前項の場合において、受講申込書又は添付書類に不備を認めるときは補正させる。ただし、補正の余地のないとき又は受講資格を有しないと認められるときは、受理できない理由を説明して受講料等を受講申込者に返還する。

3 前項の場合において、受講料等を返還するときは、会長は、受講資格の受理に係る費用及び受講料等返還に係る費用に相当する金額を控除する。

4 前 2 項の細目は、会長が別に定める。

(受講資格の審査)

第 16 条 前条で受講申込書を受理した者の受講資格については、認定委員会の審査を受けるものとする。

(受講票の交付等)

第 17 条 会長は、前条で受講資格の審査を受けた者については、速やかに、次の各号の事

項を記載した受講票を交付するものとする。

- 一 講習日時
- 二 講習会場
- 三 受講番号

- 2 前項第二号の講習会場は、第 14 条第 3 項による希望講習会場等に配慮するものとする。ただし、一の講習会場に受講を希望する者が定員を超える場合又は極端に少ない場合には、会長は、別に定めるところにより処理することができる。
- 3 会長は、受講票を交付した受講者について、不正な受講申込であることが判明した場合には、受講票の交付を取り消すことができる。

(総括講習監理員等)

- 第 18 条 会長は、講習の実施に当たって、講習を厳正、かつ、円滑に行うため、総括講習監理員及び講習監理員を選任し、各講習会場に配置する。
- 2 総括講習監理員は、講習会場の最高責任者として一切を指揮し、責任をもって講習の実施を監理する。
 - 3 講習監理員は、講習会場における講習の実施、受講者の出席状況の管理、修了考査問題の配布、回収、整理等を行う。

(講習会場の運営)

- 第 19 条 講習においては、当該講習に係る受講票を提示しない者は、受講することができない。ただし、やむを得ない理由により、総括講習監理員から受講票の再発行を受けた場合はこの限りでない。
- 2 総括講習監理員は、受講者の受講状況を確認し、記録する。
 - 3 総括講習監理員は、講習において不正の行為のあった者については、退場させるものとする。
 - 4 総括講習監理員は、講習会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受講者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。

第 4 章 修了者の認定等

(修了考査答案採点等)

- 第 20 条 受講した者の修了考査答案の採点は、講習委員会が行うものとする。
- 2 修了考査答案の採点の結果は、公表しない。

(修了者の認定)

- 第 21 条 講習の修了者の認定は、認定委員会の審査を経て、受講状況及び修了考査答案の

採点の結果に基づき会長が行う。

(修了者の発表等)

第 22 条 会長は、修了判定の基準及び講習の修了者の受講番号を協会及び協会のホームページに掲示し、本人に修了した旨を通知する。

(受講者の不正行為に対する措置)

第 23 条 会長は、不正の方法により講習を受けたことが判明した者に対して、その修了を無効とすることができる。

第 5 章 受講料

(受講料)

第 24 条 受講料の金額は、会長が別に定める。

(受講料等の納付)

第 25 条 講習を受けようとする者は、受講の申し込みにあわせて受講料に消費税額を加えた金額を受講料等として納付するものとする。

2 前項の払込に要する費用は、受講申込者の負担とする。

(受講料等の返還)

第 26 条 収納した受講料等は、次に掲げる場合に返還する。

- 一 協会の責に帰すべき事由により講習を受けることができなかった場合
- 二 会長がやむを得ないと認めた場合

2 前項の受講料等の返還については、会長が別に定めるものとする。

第 3 編 登録

第 1 章 登録

(登録の要件)

第 27 条 建築・設備総合管理士の登録の要件は、講習を修了し、かつ、建築物のライフサイクルマネジメントに関する 3 年以上の実務（建築物の運営・管理、設計、施工、維持管理、診断、補修・改修等の業務をいう。）の経験を有することとする。

2 建築・設備総合管理士補の登録の要件は、講習を修了したこととする。

(登録申請の時期)

第 28 条 会長は、講習の修了者に、建築・設備総合管理士又は建築・設備総合管理士補の登録の要件及び申請に関し、必要な事項を記載した登録案内書を送付する。

2 登録の申請（次項の場合を除く）は、第 22 条の修了した旨の通知を受けた日から 3 カ月以内に行うものとする。ただし、会長が、やむをえない事情があると認めた場合はこの限りでない。

3 建築・設備総合管理士補が、前条第 1 項の実務経験を得たことによって行う建築・設備総合管理士の登録申請は、建築・設備総合管理士補の有効期間の満了の 3 カ月前までに行うものとする。

（登録の申請）

第 29 条 登録を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日、建築・設備総合管理士又は建築・設備総合管理士補の別その他必要な事項を記入し、写真その他を貼付した登録申請書（様式は会長が別に定める。）を、次の各号に掲げる書類（建築・設備総合管理士補の登録にあつては第二号及び第三号の書類）を添えて、提出しなければならない。

- 一 建築物のライフサイクルマネジメントに係る実務経験を有することを示す書類（第 14 条第 2 項によって受講の申し込みの際に提出した場合を除く。）
- 二 第 32 条第一号から第四号に該当しない旨を誓約する書面
- 三 その他会長が別に定める必要な書類

（登録申請書の受理）

第 30 条 会長は、次に掲げる基準に適合する登録の申請について受理する。

- 一 登録申請書に必要な事項が記載され、かつ、写真その他が貼付されていること。
 - 二 登録申請書に必要な書類が添付されていること。
 - 三 第 28 条第 2 項又は第 3 項条の規定に適合していること。
 - 四 第 32 条各号のいずれにも該当しないこと。
 - 五 第 44 条に規定する登録料等の納付がなされていること。
- 2 前項の場合において、登録申請書又は添付書類に不備を認めるときは補正させる。ただし、補正の余地のないとき若しくは同項第三号又は第四号に掲げる基準に適合しないときは、登録できない理由を説明して登録料等を登録申請者に返還する。
- 3 前項の場合において、登録料等を返還するときは、会長は、受理に係る費用及び登録料等の返還に係る費用に相当する金額に消費税額を加えた金額を控除する。
- 4 前 2 項の細目は、会長が別に定める。

（登録）

第 31 条 建築・設備総合管理士又は建築・設備総合管理士補の登録は、建築・設備総合管理

士にあつては認定委員会の審査を受けて、建築・設備総合管理士補にあつては第 21 条の講習の修了の認定によって、それぞれ会長が決定するものとする。

2 前項の認定委員会は、年 2 回以上開催するものとする。

3 第 14 条第 2 項により、建築物のライフサイクルマネジメントに関する実務経験にかかる資料を提出した者の建築・設備総合管理士の登録については、第 21 条の講習の修了の認定にかかる審査にあわせて認定委員会の審査を受け、会長が決定するものとする。

4 会長は、登録の決定を受けた者については、建築・設備総合管理士又は建築・設備総合管理士補の別に、速やかに登録台帳に登録する。登録台帳に登録する登録事項は次の各号に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 現住所
- 三 生年月日
- 四 性別
- 五 登録番号
- 六 登録年月日
- 七 更新の登録及び再登録の年月日
- 八 登録の有効期間が満了する日
- 九 勤務先の名称、所在地、業務を実施する都道府県その他会長が別に定める事項

(登録の欠格事由)

第 32 条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者
- 三 建築物の関係法規に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、2 年を経過していない者
- 四 破産者で復権を得ない者
- 五 第 36 条第 1 項第四号及び第 3 項に該当することにより登録を抹消され、その抹消の日から 2 年を経過しない者

(登録の有効期間)

第 33 条 登録の有効期間は、登録を受けた日（初回登録については、講習の修了の認定を受けた日）から 5 年を経過した日の属する年度の 3 月 31 日までの期間とする。

2 前項にかかわらず建築・設備総合管理士補の登録を受けていた者が建築・設備総合管理士としての登録を受けた場合の登録の有効期間は、建築・設備総合管理士補の登録を受け

た日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までの期間とする。

- 3 登録は、有効期間の満了によりその効力を失う。
- 4 前項にかかわらず、第4編第1章の規定により登録の更新を行うことができる。

(登録事項変更等の届出)

第34条 登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、第31条に規定する登録事項について変更があった場合においては、30日以内に、その旨を会長に届出するものとする。

- 2 登録者は、第32条（第一号及び第五号を除く。）に掲げる欠格事由に該当することとなった場合においては、30日以内に、その旨を会長に届け出るものとする。
- 3 登録者が成年被後見人若しくは被保佐人となったときは、後見人又は保佐人は、30日以内にその旨を会長に届け出るものとする。

(死亡等の届出)

第35条 登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そうの届出義務者は、死亡又は失そう宣告の日から30日以内に、その旨を会長に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第36条 会長は、次のいずれかの場合には、当該登録者の登録を抹消するものとする。

- 一 第32条第一号から第五号のいずれかに該当することとなったとき
 - 二 登録の有効期間が満了したとき
 - 三 前条の規定に該当する事項が判明したとき
 - 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
 - 五 建築・設備総合管理士補が建築・設備総合管理士に登録されたとき
- 2 会長は、登録者が、登録簿の記載事項に変更を生じた場合において、正当な理由がなく30日以内にその届出を怠ったとき、その登録を抹消することができる。
 - 3 会長は、登録者が、その業務に関し不誠実な行為をしたときは、認定委員会の意見を聴いて、その登録を抹消することができる。
 - 4 会長は、登録を抹消したときは、遅滞なく、その理由を付してその旨を当該登録を抹消された者に通知するものとする。

(登録台帳の非開示)

第37条 登録台帳は、一般の閲覧に供しないものとする。

第2章 登録証の交付等

(登録証の交付)

第 38 条 会長は、登録者に別に定める様式の登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

(登録証明書等の発行)

第 39 条 会長は、登録者に携行用の登録証明書（以下「登録証明書」という。様式は会長が別に定める。）を発行する。

2 会長は、次に掲げる場合においては、前項の登録証明書とは別に、登録者が登録を受けている旨の証明書（様式は会長が別に定める。）を発行することができる。

一 当該登録者から求めがあったとき。

二 当該登録者以外の者から求めがあった場合において、会長が特に必要と認めるとき。

3 会長は、第 1 項の登録証明書の再発行を求める者又は前項の証明書を求める者に対して会長が別に定める料金に消費税額を加えた金額を納付させるものとする。

(登録証の再交付)

第 40 条 登録者は、次のいずれかに該当する場合においては、登録証の再交付を申請することができる。この場合において、再交付を申請する者は必要な事項を記載した再交付申請書（様式は会長が別に定める。）を提出するとともに、会長が別に定める料金に消費税額を加えた金額を納入するものとする。

一 登録証の記載事項に関して変更があった場合

二 登録証を汚損した場合

三 登録証を失った場合

2 登録者は、前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において登録証の再交付を申請するときは、その登録証を添付するものとする。

3 会長は、第 1 項の申請があったときは、遅滞なく、登録証を再交付するものとする。

4 登録者は、第 1 項第三号に該当する場合において登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見したときは、遅滞なく、これを会長に返納しなければならない。

(登録証等の返納)

第 41 条 会長は、登録を抹消した場合（第 36 条第 1 項第二号の場合を除く。）においては、遅滞なく、登録証及び登録証明書を返納させるものとする。

(管理士名簿)

第 42 条 会長は、登録者に係る登録番号、氏名、業務を実施する都道府県その他事項を記載した建築・設備総合管理士名簿（以下「管理士名簿」という。）を作成し、協会ホームページに掲示して、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 前項の管理士名簿に記載するその他の事項は会長が別に定める。
- 3 前項のその他事項の管理士名簿への記載にあたっては、あらかじめ、当該登録者の承諾を得ることとし、承諾がない場合は記載しないものとする。
- 4 前3項による管理士名簿の作成及び閲覧に関する事項については、第13条の講習案内書に明示するものとする。

第3章 登録料等

(登録料)

第43条 登録料の金額は、会長が別に定める。

(登録料等の納付)

第44条 登録を受けようとする者は、登録の申請にあわせて登録料に消費税額を加えた金額を登録料等として納付するものとする。

- 2 前項の払込に要する費用は、登録申請者の負担とする。

(登録料等の返還)

第45条 収納した登録料等は、第30条第2項のただし書きに規定する場合を除き返還しない。

第4編 登録の更新等

第1章 登録の更新等

(登録の更新の案内)

第46条 会長は、当該年度の3月31日に登録の有効期限が満了する登録を受けている者に、登録の更新に関し必要な事項について登録更新案内書を送付するものとする。

(更新登録の申請)

第47条 登録の更新を受けようとする者は、会長が別に定める期間内に申請を行わなければならない。

- 2 登録の更新を受けるに当たって、更新講習に代えて第51条の更新レポートの提出を行って審査を受けようとする者は、前項の申請においてその旨を明らかにするものとする。

(登録の更新)

第48条 会長は、前条の登録の更新の申請を行った者で、第50条の更新講習の課程を修

了した者又は第 51 条の更新レポートの提出を行い審査に合格した者について、登録を更新する。

- 2 登録の更新に関し、第 29 条から第 42 条及び第 44 条の規定を準用する。
- 3 登録更新料の金額は、会長が別に定める。
- 4 登録更新料の返還に関して第 26 条及び第 45 条を準用し、返還方法については会長が別に定める。

(再登録)

第 49 条 登録の有効期間が満了したことにより登録が抹消された者（登録が抹消された日以降において第 32 条第一号から第四号に該当したことの無い者に限る。）は、会長が別に定める期間内に更新講習の課程を修了したと認められた場合（第 51 条第 3 項の更新レポートの提出を行い審査に合格した者を含む。）には、再登録を受けることができる。

- 2 会長は、登録の有効期間の満了により登録の抹消を受けた者で前項の会長が別に定める期間内にある者に対して、再登録に関し必要な事項について通知するものとする。
- 3 再登録に関し、第 29 条から第 42 条及び第 44 条の規定を準用する。
- 4 再登録料の金額は会長が別に定める。
- 5 再登録料の返還に関して第 26 条及び第 45 条を準用し、返還方法については会長が別に定める。

第 2 章 更新講習等

(更新講習)

第 50 条 更新講習は、テキストによる講義により行う。

- 2 前項の講義は、建築物のライフサイクルマネジメントの最新動向に関する知識について行う。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、講師、講習の実施形式その他更新講習の実施に必要な事項については、講習委員会の意見を聴いて会長が定める。
- 4 更新講習については、受講した者をもって更新講習の修了者とする。
- 5 その他更新講習に関して、第 12 条、第 17 条、第 18 条及び第 19 条を準用する。

(更新レポート)

第 51 条 更新レポートについては、課題、審査方法、その他必要な事項は会長が定める。

- 2 会長は、前項の決定を行うときは、講習委員会の審議を経るものとする。
- 3 更新レポートの提出により登録を受けようとする者には、第 50 条第 5 項に基づき準用する第 17 条第 1 項の受講票にかえて、更新講習テキストを送付するとともに、更新レポートの課題を通知する。

4 更新レポートを提出し、審査を了した者を更新レポートの修了者とする。

(不正行為に対する措置)

第 52 条 会長は、不正の方法により更新講習を受け又は受けようとする者に対して、当該更新講習を受けることを禁じ、又はその修了を無効とすることができる。

2 会長は、不正の方法により更新レポートの提出をした者に対して、その提出を無効とすることができる。

第 3 章 登録証の交付等

(登録証の交付等)

第 53 条 会長は、第 48 条第 1 項の登録の更新を受けた者及び第 49 条の再登録を受けた者に対し、第 38 条に準じて登録証を交付する。

2 前項の登録証の交付については、更新講習の修了者に対しては、第 18 条第 2 項の総括講習監理員が更新講習会場において、行うことができる。

3 第 1 項の登録証の交付等に関し、第 38 条から第 41 条を準用する。

第 5 編 建築・設備総合管理士等による建築物のライフサイクルマネジメント

(建築物のライフサイクルマネジメント指針)

第 54 条 会長は、登録した建築・設備総合管理士の建築物のライフサイクルマネジメントの適切な実施に資するため、建築物のライフサイクルマネジメント指針（以下「B L M指針」という。）を定めるものとする。

2 前項の B L M指針については、講習委員会で案を作成し、会長が制度委員会の意見を聴いて定めるものとする。

(建築・設備総合管理士等による建築物のライフサイクルマネジメント)

第 55 条 建築・設備総合管理士は、B L M指針をふまえて建築物のライフサイクルマネジメントが適切に行われるよう努めるものとする。

2 建築・設備総合管理士補は、建築・設備総合管理士に準じて、B L M指針をふまえて建築物のライフサイクルマネジメントが適切に行われるよう努めるものとする。

(資格の表明)

第 56 条 建築・設備総合管理士又は建築・設備総合管理士補は、それぞれ「建築・設備総合管理士」又は「ビルライフサイクルマネジャー」、「建築・設備総合管理士補」又は「ビルライフサイクルアシスタントマネジャー」と表明することができる。

第6編 雑則

(天災等の際の措置)

第57条 天災その他の事由が発生したときの講習等の実施についての細目は、あらかじめ、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の保存)

第60条 保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適当な方法により保存しなければならない。

(秘密の保持)

第61条 協会の役職員またはこれらの職のあった者は、資格者制度事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(資格者制度に必要な細目)

第62条 前条までに定めるものその他資格者制度に必要な細目は、会長が別に定める。

附則

1. 本要領の第1編は平成27年10月30日より施行し、第2編、第3編、第4編及び第5編については平成28年度資格取得講習分から施行する。
2. 会長は、建築物のライフサイクルマネジメントに関する専門的な知識を有する者で、第27条の要件に係わらず登録することが適当と認める者については、講習の修了及び実務経験を要件とせず、認定委員会の意見を聴き、建築・設備総合管理士の称号を付与することができる。
3. 会長は、第21条の修了考査答案の採点結果により修了が認められなかった者については、同条の規定にかかわらず、次年度1回に限り、修了考査のみ受験して修了考査答案の採点結果が合否判定基準を満たす場合、認定委員会の意見を聴き、講習を修了したものと見なすことができる。この場合、協会が修了考査の受験に関し収納する料金は会長が別に定める額に消費税額を加えた金額とする。
4. 会長は、第21条の規定にかかわらず、別表の受講資格区分(5)の者については、第21条受講状況又は修了考査答案の採点結果のいずれかが修了判定の基準を満たす場合は、認定委員会の意見を聴き、修了者として認めることができる。

5. 建築・設備総合管理技術者制度実施要領に定める建築・設備総合管理技術者の登録者は、講習委員会の意見を聴いて会長が定めるところにより、「建築・設備総合管理士への移行講習」の受講等を行うことにより、「建築・設備総合管理士」に登録され、その称号を付与される。この場合の登録の有効期間は、登録を受けた日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までの期間とする。
6. 会長は、建築・設備総合管理技術者制度実施要領に基づく平成27年度の講習を受け、同第35条第1項の修了考査答案の採点結果により修了が認められなかった者については、同項の規定にかかわらず、平成28年度1回に限り、会長が別に定めるところに従って、第2編に定める講習の修了考査のみ受験して修了考査答案の採点結果が合否判定基準を満たす場合、認定委員会の意見を聴き、同講習を修了したものと見なすことができる。この場合、協会が修了考査の受験に関し、収納する額は会長が別に定める料金に消費税額を加えた金額とする。
7. 会長は、第10条及び第21条の規定にかかわらず、建築・設備総合管理技術者制度実施要領に基づく「建築・設備総合管理技術者」の登録の有効期間の満了により登録の抹消となった者については、第2編の講習を受講し、第21条の受講状況又は修了考査答案の採点結果のいずれかが修了判定の基準を満たす場合は、認定委員会の意見を聴き、講習の修了者として認めることができる。

附則

「第28条第2項」の改正は、平成28年7月19日より施行する。

附則

1. 本要領は令和4年2月18日より施行する。
2. 会長は、講習の修了及び実務経験を要件とせずに称号を付与した建築・設備総合管理士の更新登録については、更新講習の受講又は更新レポートの提出を要件とせずに、認定委員会の意見を聴き、これを行うことができる。

別表（第10条第1項関係）

区分	対象者
(1)	建築士、技術士、建築設備士、ファシリティマネジャー、その他会長が別に定める者
(2)	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校を卒業（大学院にあっては修了）した者、その他会長が別に定める者
(3)	建築物のライフサイクルマネジメントに係る事業を行う組織に5年以上勤務している者、又は、勤務したことがある者
(4)	認定委員会が（1）、（2）又は（3）と同等以上と認めた者
(5)	「建築・設備総合管理士」又は「建築・設備総合管理士補」の登録の有効期間の満了により登録の抹消となった者